

おきぎんカトレアクラブ会則

(名称及び目的)

第1条 本会の名称・目的は以下とする。

1. 本会はおきぎんカトレアクラブと称する。
2. 本会は独自色に富むビジネスクラブを目指して21世紀の新しい自立型沖縄経済社会に貢献すべく、会員への講演・研修会、情報提供、会員相互の情報交換等を通して地域経済社会をリードする経営者の資質・向上等に資することを目的とする。

(活動)

第2条 本会は次の活動を行なう。

1. 沖縄経済社会をリードする経営者の資質・向上等に資する講演、研修等の情報提供等
2. 会員相互の情報交換・協力関係の強化と親睦の促進
3. その他前条の目的達成に必要な活動

(会員)

第3条 本会は次の者で構成する。

1. 範囲
 - (1) 沖縄銀行取引先の企業経営者、預金者のうち当会へ入会した者
 - (2) 県市町村首長、経済団体役員等のうち当会へ入会した者
 - (3) その他特別に入会を認められた者
2. 会員は1企業1人を原則とする。
3. 本会への入会は当行営業店長の推薦を必要とする。

(会の運営)

第4条 本会は次のとおり運営する。

1. 本会に会長及び副会長4名、幹事若干名をおく。
会長は法人部担当役員とする。副会長は法人部長及び株式会社おきぎん経済研究所取締役とし、残りの2名は会員の中から会長が選任する。
任期はそれぞれ2年とし、再選を妨げないものとする。会計監査役を2名とし会員から会長が選任する。
幹事は法人部副部長又は法人部部長代理、法人部担当者等があたることとする。
2. 会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐する。
3. 本会事業の運営等のため、正副会長、幹事、監査役で運営委員会を構成する。運営委員会は、事業経過、会計報告等のため年1回以上開催する他、重要な事項が発生した都度開催することとする。
事務局は株式会社おきぎん経済研究所に置き、企画・運営を担当し、法人部は会員の入会促進、会員名簿の管理、金銭の出納管理、を行うこととする。
4. 本会則の改正、決算、予算、重要な事項の承認は、運営委員会の定めるところによるものとし事務局が適当と認める方法で会員に通知し、会員の過半数の賛同を得て成立する。尚、通知到達後1ヵ月以内に事務局に対して運営委員会の承認につき異議を申立てなかった会員は当該事項に同意したものとする。
5. 本会に顧問をおくことができる。
6. 本会は下記の講演・説明会等を開催し定期的に情報誌について配布する。

【講演・説明会】

- ① 経済講演会
- ② 新入社員向けマナー研修会
- ③ パソコン研修（文書・グラフ・会計処理等）
- ④ 税務相談会
- ⑤ 法律相談会
- ⑥ 企業財務〈年金含む〉相談会等

【資料提供】

- ① おきぎん調査レポート（含むおきぎんカトレアクラブ通信）
- ② 講演会・説明会資料等

【その他】

- ① インターネットでの情報提供等
- ② 「おきぎんカトレアクラブのお知らせ」

7. 本会の会費は月額1,000円(但し離島会員は500円)とし毎年8月15日に1年分一括前納とする。
(離島とは、沖縄本島以外の島のうち本島と埋立、海中道路、架橋により連結されていない島とする。)
なお、退会の申し出がない限り更新扱いとする。
中途入会の会費は月割による入金とする。
会期は7月から翌年6月とする。

(会員の遵守事項)

第5条 本会の会員は、会員相互の信頼関係の維持強化をはかるため次のことを遵守しなければならない。

- 1. 会員は会員相互の信頼関係を損なうような行為をしない。
- 2. 会からの提供情報等を第三者に提供しない。
- 3. 会員が会員外の者を、会合に出席させようとする時は、事前に幹事に連絡し承諾を得なければならない。
- 4. 上記(1)(2)(3)に関する事項に抵触した会員については運営委員会の審議を経て除籍することができる。

(会員入会手続き)

第6条 本会に入会するには所定の書式による入会手続きを取る。なお、当行営業店長の推薦が必要。

- 1. 入会申込書、預金口座振込依頼書に必要事項をご記入の上、当行営業店へ申込む。

(会員の退会手続き)

第7条 本会を退会するには所定の書式による退会手続きを取ればいつでも退会できる。

- 1. 退会希望者は各支店に申し入れ所定の用紙に記載の上、各営業店長あて提出する。
- 2. 退会に際しては会費の返還はしないこととする。

(会の発足日)

平成13年7月10日

(規約の制定)

平成13年7月10日制定

平成17年8月2日改訂

平成18年9月5日改訂

平成24年10月30日改訂

平成27年3月2日改訂

平成27年10月29日改訂